**液化石油ガス設備工事の届出**

 　**液化石油ガス設備工事に係る法令**

 　**液化石油ガス設備工事届出**

法第38条の３

規則第88条油ガス設備工事の届出により、

所在地の都道府県に液化石

油ガス設備工事の届出

液化石油ガス設備工事を施工した場合

　　 特定供給設備以外で､貯蔵能力が500kgを超える供給

 設備であって、規則第86条の施設又は建築物に係る

 液化石油ガス設備の設置の工事又は変更の工事をし

 た場合は遅滞なく届出

 《規則第87条の変更の工事》

 ① 供給管の延長を伴う工事

 ② 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加

 を伴う工事

 《規則第86条の施設又は建築物》

 ① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設

 ② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設

 ③ 貸席及び料理飲食店

 ④ 百貨店及びマーケット

 ① 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅

 （共同住宅：同一建築物内に３世帯以上入居する構造のもの）

 ⑥ 病院、診療所及び助産所

 ⑦ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう

 学校、養護学校、幼稚園及び各種学校

 ⑧ 図書館、博物館及び美術館

 ⑨ 公衆浴場

 ⑩ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供

 する建築物に限る。

 ⑪ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設

 ⑫ 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲

 げるものに該当するものを除く。）

 **液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | 宛先 |  |
| 液石法規　則 | 様式 | 知事 |
|  　液化石油ガス設備工事届書 | 88 |  48 |  ○ |  |
|  　 添付書類　様式第１号～第６号 | 88 |  － |  ○ |  |
|  (注)１．提出先及び宛先は、都道府県により異なるので、都道府県の担当部署を確認すること。 また、事前届出を求められる場合があるので確認すること。 ２．添付書類は、様式第１号～様式第６号による。 |

様式第48(第88条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  ×整理番号 |  |
|  ×受理年月日 |  年 月 日 |

液化石油ガス設備工事届書

　 　　　　　　令和　　年　　月　　日

滋賀県知事　殿

　 　　　 氏名又は名称及び

　 　　　　　　　 　　　 法人にあっては

　 　　　　 その代表者の氏名

　 　 　　　　　 　 　住　　　　　　所

 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３８条の３の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
|  工事に係る供給設備又は消費設備の所在地 |  |
|  当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称 |  |
|  当該設備の使用目的 |  |
|  貯蔵設備の貯蔵能力 |  |
|  工事の内容 |  |

（備考）１．この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２．×印の項は記載しないこと。

|  |
| --- |
|  (注)１．液化石油ガス設備工事届書については、市町村に権限委譲されていることが多いので、提出先及び届書の宛名について、設置先の都道府県等に確認すること。２．容器による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第１号、第４号か 　　　ら第６号を、1,000kg以上3,000kg未満のときは、様式第１号、第２号、第４号から第 　　　６号を添付すること。 　　　（貯蔵能力：規則第86条に係る施設又は建築物の貯蔵設備の貯蔵能力をいう。） 　　３．バルク貯槽による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第１号、第 　　　３号から第６号を添付すること。 （貯蔵能力：容器の場合と同じで、規則第86条関係施設等での貯蔵能力をいう。） |
|

 **様式第１号**

 **工事の内容等**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の種類 | １．新設 ２．変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加) |
| 工事従事者氏　　　名 | 氏　　名 | 設備士免状番号 | 氏　　名 | 設備士免状番号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 完 成 検 査実 施 者 名 |  |
| 気 密 試 験結 　　　果 | 供給管等内容積 | 圧　　　力 | 気密試験保持時間 |
| ㍑ | kPa | 分 |
| 貯蔵設備 | 火気の種類及び距離 | 種　類 |  | 距　離 | ｍ |
| 腐食防止措置 | 有　・　無 |
| 転落、転倒防止措置 | 鎖　　・　ロープ　・　その他（　　　　　　　　　　　） |
| ４０℃以下対策 | 屋根　・　遮へい板　・　その他（　　　　　　　　　　） |
| 調整器メーカー・型式 |  |
| 供給管 | 高圧部 材質 |  |
| 中圧部 材質 |  |
| 低圧部 材質 | 埋設管 |  | 露出管 |  |
| 気 化 装 置 | 有　・　無 | ガス発生能力 | kW |
| 安 全 装 置 | １ | マイコンメータ（Ｓ、Ｈ、ＳＢ、Ｅ、ＥＢ、Ｓ４、Ｅ４） |
| ２ | 対震自動ガス遮断装置 |
| ３ | ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置 |
| ４ | 圧力検知式漏えい検知装置 |
| ５ | 流量検知式切替型漏えい検知装置 |
| ６ | 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置 |

　**様式第２号**

 **供給設備の技術上の基準**

 （容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kg

 を超え1,000kg未満のときに添付）

|  |  |
| --- | --- |
|  １．保安距離 |  ①第１種保安距離（法定16.97ｍ・障壁設置 0ｍ） 実際　 　　　ｍ 保安物件の名称  ②第２種保安距離（法定11.31ｍ・障壁設置 0ｍ） 実際　 　　 ｍ 保安物件の名称  |
|  ２．障壁 |  ①障壁の構造　材料　 　　　　　寸法（高さ）　　 cm（厚さ）　　 cm ②扉の構造 材料 　　　　　　 （厚さ） 　 cm ③扉の補強 等辺山形鋼(枠)　　 mm×　　 mm (内)　　 mm×　　 mm 間隔 (縦)　　 cm (横)　　 　cm |
|  ３．火気等との距離 |  ①火気等の種類 火気等との距離 ｍ ②火気距離が５ｍ未満　障壁（材料） (高さ) ｍ |
|  ４．滞留防止 |  ①貯蔵設備面積　　　　　 　㎡　 法定換気口面積 cm２ ②実際の換気口面積 cm２ |
|  ５．さく､へい等の設置 |  ①さく、へい等の種類  |
|  ６．警戒標 |  ①掲示位置  ②表示内容  |
|  ７．消火設備 |  ①粉末消火器　Ａ　 　Ｂ　 　×　 　個 ②その他  |
|  ８．軽量な屋根等 |  ①屋根の場合その材料  ②遮へい板の場合その材料  |
|  ９．転倒防止等の措置 |  ①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする｡ ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。 |
|  10．腐食防止措置 |  ①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。 |

　**様式第３号**

 **バルク供給に係る供給設備の技術上の基準**

 （バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付）

|  |  |
| --- | --- |
|  １．貯槽の設備状況 |  　地盤面上　　　・　　　地盤面下 |
|  ２．貯槽の適合性 |  特定設備検査合格証　　・　　特定設備基準適合証 |
|  ３．保安距離 |  ①第１種保安距離（法定1.5ｍ 構造壁等又は埋設設置 0ｍ） 実際距離　　　 　ｍ　保安物件の名称  ②第２種保安距離（法定1.0ｍ 構造壁等又は埋設設置 0ｍ） 実際距離　　　　 ｍ 保安物件の名称  |
|  ４．構造壁等 |  壁の構造　材料　　　　 　　寸法（高さ）　　　ｍ（幅）　　　ｍ |
|  ５．貯槽の表示 |  ＬＰガス及び火気厳禁(朱書き)､緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無 |
|  ６．腐食防止措置 |  下地処理・錆止め塗装等の有無　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
|  ７．転倒防止等措置 |  支柱又はサドル等取付けの有無　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
|  ８．プロテクター内のガ ス漏れ検知器の設置等 |  ガス漏れ検知器の設置の有無　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 常時監視システム設置の有無　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
|  ９．火気距離 |  ①火気等の種類 　 火気等との距離 　　　 ｍ ②火気距離が２ｍ以内　防火壁等の設置の有無　　　　　 有 ・ 無 |

　**様式第４号**

貯 蔵 設 備 の 付 近 見 取 図

|  |  |
| --- | --- |
|  販売店（供給業者）の名称 |  |
|  〃 所在地 |  |
|  所有者等の氏名又は名称 |  |
|  供給設備等の所在地 |  |
| ５万分の１＊の地図を貼付し最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置を明示（＊地図の縮尺は５万分の１を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。） |
|

　**様式第５号**

貯 蔵 設 備 の 配 置 図

|  |  |
| --- | --- |
|  販売店（供給業者）の名称 |  |
|  〃 所在地 |  |
|  所有者等の氏名又は名称 |  |
|  供給設備等の所在地 |  |
|  貯蔵設備と第１種保安物件・第２種保安物件との位置関係、火気距離等を明示 |
|

　**様式第６号**

貯 蔵 設 備 の 構 造 図

|  |  |
| --- | --- |
|  販売店（供給業者）の名称 |  |
|  〃 所在地 |  |
|  所有者等の氏名又は名称 |  |
|  供給設備等の所在地 |  |
|  貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付 |
|

 **３．圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

 **3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令**

 **(1) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

消防法第９条の３

危険物政令第１条の10

危険物規則第１条の５によ

り、所在地の消防長等に液

化石油ガスの貯蔵又は取扱

いの開始(廃止)の届出

液化石油ガスの貯蔵又は取扱をする場合

 特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出

 に係る設備以外で､貯蔵量300kg以上の液化石油

　　 ガスの貯蔵する場合又は廃止する場合

 （工業用を含む。）

 **《参考》消防法・危険物の規制に関する政令・規則の抜粋**

 **【消防法】**

 第９条の３　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支 障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじ

 め、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、

 航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この

 限りでない。

 ２　前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

 **【危険物の規制に関する政令】**

 **（届出を要する物質の指定）**

 第１条の10　法第９条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定 める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

　 一　圧縮アセチレンガス　40キログラム

　 二　無水硫酸　200キログラム

 　 三　液化石油ガス　300キログラム

 　 四　生石灰　五　毒物　六　劇物 ････ 詳細略

 ２　法第９条の３第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定

 める場合は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第１項､ガス事業法（昭和29

 年法律第51号）第47条の５第１項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

 る法律（昭和42年法律第149号)第87条第１項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本

 部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを

 貯蔵し、又は取り扱う場合（法第９条の３第２項において準用する場合にあつては、当該

 施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

 **【危険物の規制に関する規則】**

 **（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書）**

 第１条の５　法第９条の３の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第１の届出書に よつて行わなければならない。

 **3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | 宛先 | 頁№ |
| 消防法規　則 | 様式 | 消防長 |
|
|  　圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 | 1-5 | １ | ○ | 280 |
|  　 添付書類　様式第４号～第６号 |  － | － | ○ | 276 |
|  (注)１．提出先及び宛先は、貯蔵する場所を管轄する消防署等に確認すること。 ２．添付書類の様式第４号～第６号は、液化石油ガス設備工事の届出の例による。 |

 様式第１(第１条の５関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

|  |
| --- |
|  　 令和　　　年　　　月　　　日 　　　　　　消 防 長　殿届出者　住　所  （電話　　　　　　　　　　　　　）氏　名  　　　 　　　　　　　　　　　　　　 |
|  事業者の所在地 及び名称 |  所　在　地 |   |
|  名　　　称 |   |
| 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称 | 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要 | 貯蔵し、又は取り扱う物質の名称 | 最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg) | 消火設備の概要 |
|  |  | 液化石油ガス |  |  |
| 物質に対する処理剤の種類及び保有量 |  種 　　　　類 |  保 　 有 　 量 |  対象物質 |
|   |   |   |
|  貯蔵又は取扱開始 (廃止)予定年月日 |   |
|  緊急時の連絡先 |  昼　　　間 |  　　　　　　　　(電話　　　　　　　　　　　　) |
|  夜間・休日 |  　　　　　　　　 (電話　　　　　　　　　　　　) |
|  その他必要な事項 |   |
| ※受付欄 | ※　経　過　欄 |
|  |  |

 備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２ 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

 ３ 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸収剤をいう。

　　　４ ※印欄は、記入しないこと。

 ５ 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内におけ

 る物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

|  |
| --- |
| (注)１．液石法で届出の対象となる貯蔵量は、容器の場合は、300kg以上3,000kg未満。貯槽・バルク貯槽の場合は、300kg以上1,000kg未満。（上限値以上の貯蔵は特定供給設備となる。）ただし、規則第86条に係る施設等で容器の場合は、500kgを超え3,000kg未満、貯槽・バルク貯槽の場合は、500kgを超え1,000kg未満は、液化石油ガス設備工事の届出をすることにより、圧縮アセチレンガス等の届出はしなくても良い。２．高圧ガス保安法で届出の対象となる貯蔵量は、容器・貯槽・バルク貯槽全て300kg以上3,000kg未満。3,000kg以上の場合は、第２種貯蔵所の届出をすること。３．液化石油ガス設備工事の届出に添付する第４号から第６号の図面を提出先に確認し添付すること。 |